

○千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年4月30日規則第15号）

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第二十条 条例第十五条第三項、条例第二十二条第三項（条例第二十四条第三項及び条例第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び条例第二十八条の六第二項により当該職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十三号様式の六、第十四号様式、第十五号様式、第十五号様式の二又は第十六号様式による。

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所属
	職 名 氏 名
	年 月 日生
	年 月 日交付
千葉県知事	
印	

この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第 15 条に規定する立入検査等を行う職員である。

（注）この用紙は、A 列 6 番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

（裏）

千葉県立自然公園条例（抄）
（報告徴収及び立入検査）

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、相当の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況を定める認定事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 八（略）

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所属
	職名 氏 名
	年 月 日生
	年 月 日交付
千葉県知事	
印	
この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第 28 条の 6 に規定する立入検査等を行う職員である。	

(注) この用紙は、A 列 6 番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例（抄）	
（報告徴収及び立入検査）	
第二十八条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八条の三第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	
一 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	
二 八（略）	